

平成24年度第1回契約監視委員会が、平成24年9月27日(木)、労働者健康福祉機構18階会議室において開催されましたので、その議事概要についてお知らせいたします。

平成24年度 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 第1回契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成24年9月27日(木) 10:55～ 11:55 独立行政法人 労働者健康福祉機構18階会議室	
委員	委員 竹内啓博(公認会計士) 委員 田極春美(三菱UFリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員) 委員 山本勲(慶應義塾大学商学部准教授) 委員 小宮山訓章(JILPT監事)(議事進行) 委員 中川幸雄(JILPT監事(非常勤))	
審議対象期間	1. 平成24年3月3日～平成24年9月13日に契約締結された案件 2. 平成24年9月～平成25年3月に契約締結予定の案件	
1. 競争性のない随意契約 (平成24年3月3日～平成24年9月13日契約締結)	22 件	
2. 一者応札・一者応募 (平成24年3月3日～平成24年9月13日契約締結)	5 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回答
機構側から、審議案件について契約概要を説明し、全体をご審議いただいた。	
1. 競争性のない随意契約、一者応札・一者応募(平成24年3月3日～平成24年9月13日契約締結)	
【案件 1】	
「SPSSライセンスの年間契約の更新」	
・SPSS関係で2本の契約があるが、まとめてひとつの契約にできないのか。 ・ノートPCインストール用の契約単価はサーバ用に比べ割高であるが、価格交渉はしているのか。	・共有サーバへのソフトウェアインストール用(決められたライセンス数以内での利用)と、ノートPCインストール用について、契約開始時期が異なっているため、それぞれ締結している。また、契約単価も異なっており、ひとつにまとめると契約単価の高い方に合わせることになるため、2本に分けたまま契約更新をしている。 ・今回の契約更新にあたっては値引き交渉を行ったが、引き下げは難しいという回答だった。
前年度と比べ契約ライセンス数を減らしたことにより、本来業務である研究活動に支障は出ていないか。	契約数については、利用部署などにヒアリングの上、精査して必要数を決めた。多少の不便さはあるかもしれないが、現在まで、支障が出ているとは聞いていない。
【案件 2】	
「複写機、パソコンの再リース契約について」	
再リース契約を結ぶ際、価格交渉は行っているのか。	行っている。今回の複写機再リース契約の相手先3社のうち、1社は価格が10分の1に下がったが、2社は若干の減額または同額での契約となった。後者に対しても大幅な値下げ交渉を行ったが、2社ともメーカーとの直接契約であったため、リース契約といっても実質的にはレンタル契約となっていたため、再リースにあっても価格は下げられないということであった。

意見・質問	回答
リース契約期間満了時に新規機種に更新しないで再リース契約を行う理由はなにか。	現行機種がまだ十分使用に耐えうる場合、新規機種に置き換えるまでの期間として再リース契約を締結している。また、今回の場合、平成26年4月以降予定している別法人との組織統合及び労働大学校の国への移管を控え、リース契約を新法人や国に承継できるか不明であったことなども理由である。
再リースの際の予定価格はどのように設定しているのか。価格交渉後の価格を予定価格にしているのであれば、価格交渉の経緯や結果がわかりにくいので、記載を工夫してほしい。	契約相手先が再リース価格として提示した見積額を予定価格にしている。落札率が下がった案件は、見積書受領後に再度、交渉した結果、価格が下がったものである。今後、交渉の経緯・結果や減額幅などについても備考欄に記載することとしたい。
再リース契約は今回限りであるか。	複写機の再リースは今回限りである。なお、労働大学校の複写機の更新については、国への移管を控え、リース契約の国への承継が困難であるため、新規機種を購入することで対応する予定。
【案件 3】	
「著作権が機構に帰属していない業務システム改修契約等について」	
機構が著作権を保有していないシステム関連の契約については、随意契約もしくは1者応札という結果となり、かつ価格交渉も難しい状況である。今後、組織統合に向けたシステム全体の見直しの過程で1者応札解消に向けた対策をしっかりと検討していくということか。	本委員会ではシステム関係の著作権帰属について指摘を受けた後に契約した新規開発案件については、当機構に著作権が帰属するよう契約を締結しているところであるが、それ以前に開発したシステムの改修等にあたっては、1者応札等の結果となっている。組織統合に向けてのシステムの見直し等にあたり、著作権帰属を含めて十分検討していきたい。
2. 契約事前点検(平成24年度9月～平成25年3月)	
【案件 1】	
業務用パソコン及びネットワーク機器の再リース契約、新規更新契約について	
本件は新規案件か。再リース契約と関係はあるのか。	業務用パソコン等については、本年4月と10月に現行機器の再リース契約(随意契約締結状況・随意契約事前点検案件)を行い、本件は、その間に新規機種の調達を行うものであり新規案件である。
新規契約は4年リースということであるが、入札の際は4年リースの金額だけで比較するのか。再リースを見込んでいるのであれば、再リース料も入札対象に含めるべきではないか。	パソコン関連の調達については、再リースは予定していないため、4年間のリース料のみでの入札としている。ただ、上記【案件2】の複写機の再リース時に契約額の引き下げができなかったものもあったことを受け、再リースの可能性のある複写機のリースの入札にあたっては、再リース契約時に賃貸借料を10分の1に下げるとい項目を仕様書に入れるように改めたところ。
3. 委員最終意見	
契約にあたっては、本日の審議、意見を、今後の取り組みに活かして頂きたい。いろいろな調達方法を検討比較するようにお願いしたい	